

令和3年度
守谷市北部地域包括支援センター
事業計画

守谷市北部地域包括支援センター

I 北部地域包括支援センターの運営方法

大野地区・大井沢地区・北守谷地区に北部地域包括支援センター（以下「北部センター」という。）を1か所設置し、運営する形態をとります。

II 北部センター職員

（令和3年4月1日現在）

常勤職員		備考
保健師	1人	
社会福祉士	1人	
主任介護支援専門員	1人	管理者
計	3人	

表1 北部圏域高齢者データ （令和3年4月1日現在 単位：人）

	全年齢人口	高齢者人口	高齢化率	75歳以上人口 (率)
大野地区	3,061	929	30.3%	438 (14.3%)
大井沢地区	3,549	1,014	28.6%	434 (12.2%)
北守谷地区	16,596	4,288	25.8%	1,610 (9.7%)
北部圏域	23,206	6,231	26.9%	2,482 (10.7%)

表2 要介護認定者数 （令和3年4月1日現在 単位：人）

	大野地区	大井沢地区	北守谷地区	圏域合計
要支援1	15	16	63	94
要支援2	24	23	57	104
小計	39	39	120	198
要介護1	21	31	120	172
要介護2	32	34	73	139
要介護3	25	28	65	118
要介護4	18	18	42	78
要介護5	13	11	44	68
小計	109	122	344	575
合計	148	161	464	773
(認定率)	(15.9%)	(15.9%)	(10.8%)	(12.4%)

Ⅲ 地域支援事業

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（1）総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる支援を行います。そのために、北部センター圏域の3地区に担当職員を配置し、次の事業を実施します。

① アウトリーチ型相談を行い、圏域高齢者の実態を把握し、必要な支援を行います。

- ・高齢者の熱中症予防事業等による訪問（市との協働事業）
- ・虚弱な高齢者を早期に発見するための訪問（市との協働事業）
- ・上記のように、訪問等を行う際には、当センターが高齢者の身近な相談所であることを周知するため、チラシ等を配布しPRいたします。

② 認知症初期集中支援チーム員として活動します。

認知症初期集中支援チーム員研修に参加します。総合相談の中で、医療や介護サービスに繋がっていない認知症高齢者の相談を受けた際には、必要に応じて市と連携を図りながら、適切な支援を行います。

③ 圏域におけるネットワーク構築を進めます。

- ・地区民生委員・児童委員協議会が開催する会議等へ参加します。
- ・まちづくり協議会地域福祉部会へ参加します。
- ・困難ケース等の地域ケア個別会議を開催し、関係者との連携を図ります。
- ・茨城県介護支援専門員協会守谷地区会へ参加します。
- ・病院やクリニック等、医療機関との連携を強化する為、病院等に出向き顔の見える関係性作りに努めます。

※ コロナ禍の状況に応じて、感染予防等をしっかりと行いながら、市と連携を密に図り活動していきます。

（2）権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法が見つからない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を市との連携を図りながら行います。

① 高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応（市との連携・役割分担で対応）をします。

② 専門職を対象とした成年後見制度研修・虐待に関する研修を開催します。

③ 成年後見制度利用促進のための市民向け相談会等を開催します（市との協働事業）。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 専門職向け研修会を開催します。【精神疾患をテーマにした研修会】
- ② 地区民生委員・児童委員協議会が開催する会議、まちづくり協議会地域福祉部会等へ参加し、地域における連携・協働の体制を構築します。
- ③ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する困難ケース等の支援を行います。
- ④ 茨城県介護支援専門員協会守谷地区会での活動（事例検討会等）に参加します。
- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携 住民普及啓発ワーキンググループ）に参加します。

(4) 地域ケア個別会議の開催

- ・要支援認定者の新規や更新のケアプランに対し専門職から助言をもらい、要支援者の自立支援を促進します。
- ・解決困難事例等の支援については、関係者（介護支援専門員、民生委員、警察、市役所等）と会議を開催することで、支援体制を構築すると共に、地域の社会資源等の課題を把握します。

2 その他の事業

① 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイト講習会に参加し、市の計画に基づき市との協働で認知症の取組みを行います。

② 認知症地域支援推進員として活動します。

認知症地域支援推進員の研修に参加し、市との協働で認知症予防や共生を目的に、認知症の支援体制を整えます。

③ 地域包括支援センター連絡会議への出席

北部センターでの取組における問題点や課題について情報共有し、解決方法の検討を行います。また、偏りのないサービス提供のため、北部センター、南部センター、市の三者で共通理解を図ります。

IV 介護予防支援

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方が、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行います。また、北部センター直営担当件数は、1職員10件を上限とし、その他は次の居宅介護支援事業所事業所へ委託します。

令和3年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先一覧

市内居宅介護支援事業所	市外居宅介護支援事業所
あかり居宅介護支援事業所	えがお指定居宅介護支援事業所
アネシス指定居宅介護支援事業所	にしまぎ指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所ケア・アシスト守谷	居宅介護支援事業所ケアワーカーズ
茨城リハビリテーション病院ケアサービス	ウエルシア介護サービスつくばみらい
ケアプランセンター七福神	桑林
ケアプランセンター花きりん	/
さとう居宅介護支援事業所	
指定居宅介護支援事業所サンタ	
ツクイ守谷	
守谷市社協 居宅介護支援事業所	
居宅介護支援事業所つむぎ	
ひかり居宅介護支援事業所	
居宅介護支援事業所しあわせ	